

・ H27. 10. 6 **追加**

○ II - 12 登録政治資金監査人の守秘義務

旧	新
	<p>II - 12 登録政治資金監査人の守秘義務</p> <p>Q 政治資金監査を行った国会議員関係政治団体について、国会議員関係政治団体の関係者以外の者から登録政治資金監査人に対して問合せがあった場合、どのように対応すべきか。</p> <p>A 登録政治資金監査人には、政治資金規正法において守秘義務が課されるとともに、国会議員関係政治団体との政治資金監査契約においても、守秘義務が規定されることが想定されています。政治資金監査の業務を通じて知り得た事実は、公知の事実を除いて、基本的に守秘義務の対象となり得ると考えられます。</p> <p>お尋ねの場合には、問合せの内容が公知の事実である場合や、開示することについて関係者の同意があるなど正当な理由がある場合でなければ、開示すべきではありません。</p>